

名古屋市告示第247号

名古屋都市計画風致地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画風致地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 7年 5月 8日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 都市計画の種類

名古屋都市計画風致地区

2 都市計画を変更する土地の区域

勅使池風致地区

名古屋市緑区大清水二丁目、大清水三丁目、大清水東、鏡田、鶴が沢三丁目、徳重三丁目、鳴海町字大清水、字鏡田、字笹塚、字水広下、字諸ノ木及び字横吹、水広一丁目、水広二丁目、水広三丁目、諸の木一丁目、諸の木二丁目並びに諸の木三丁目

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 7年 5月 8日から同月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課